

參考資料

参考資料目次

1 . 水源地域の現状 -----	57
2 . ダム湖利用の実態 -----	59
3 . 水源地域の取り組み -----	61
4 . NPO 法人データベース等に見られる現状 (水源地域関連 NPO 一覧) -----	66
5 . NPO に対するアンケート調査結果 -----	77
6 . NPO 活動に対する国の支援施策 -----	84
7 . NPO 活動に対する都道府県の支援施策 (主なもの) -----	88
8 . 水源地域対策基金一覧 -----	91

1 . 水源地域の現状

水源地域対策特別措置法に基づく指定ダムの水没地区所在市町村の数値について集計した。対象自治体数は134であり、自治体規模の現状は以下のとおり。

10万人以上	2 ～10万人	1 ～2万人	5千 ～1万人	5千人未満	合計
21自治体	26自治体	24自治体	34自治体	29自治体	134自治体
294,279人	42,742人	14,176人	6,783人	2,848人	平均人口

❖ 人口規模の分類は、H12年度国調データを基にした。

人口

水源地域の人口では、2万人未満規模の自治体で人口が減少している。

水源地域の人口増減率の状況 (単位：人口増減率 %)

区分	ダム水源地域市町村平均 (%)					全国平均 (%)
	10万人以上	2～10万人	1～2万人	5千～1万人	5千人未満	
H12/H2	4.00%	2.83%	4.39%	5.17%	11.19%	2.68%

水源地域の高齢化では、10万人未満規模の自治体で、高齢化率が全国平均よりも上回っており、2万人未満規模の自治体では4人に1人以上が高齢者となっている。

水源地域の高齢化の進行状況 (単位：65歳以上人口比率 %)

区分	ダム水源地域市町村平均 (%)					全国平均 (%)
	10万人以上	2～10万人	1～2万人	5千～1万人	5千人未満	
H12	16.06%	18.76%	25.12%	28.09%	32.02%	17.3%

自然環境

ダム水源地域について、人口規模の小さな自治体ほど森林率が高い。特に一人あたりの森林面積で見ると全国平均を大きく上回っている。

森林面積の比較

区分	ダム水源地域所在市町村平均					全国平均
	10万人以上	2～10万人	1～2万人	5千～1万人	5千人未満	
森林面積 (ha/自治体)	17,532	13,669	21,201	15,784	15,836	7,721
森林率 (%)	60.4	65.4	80.8	81.6	90.6	67.7
一人あたり 森林面積 (ha/人)	0.06	0.32	1.50	2.33	5.56	0.20

❖ 上記データは、森林法に基づく地域森林計画書（平成9年4月現在）で定められた各市町村の森林面積および国有林面積（林野庁データ）を足した結果から計算したものである。

社会状況

水源地域の人口規模の小さな自治体では、就業人口が大きく減少している。

就業人口の減少

（単位：就業人口増減率 %）

区分	ダム水源地域市町村平均 (%)					全国平均
	10万人以上	2～10万人	1～2万人	5千～1万人	5千人未満	
H12/H2	3.78%	13.30%	8.16%	9.05%	16.91%	1.41%

分類不能は含まない

就業構造では、全般に第一次産業から第三次産業への構造変化がある。しかし、自治体規模が小さいほど第一次産業の占める割合は高い。

就業構造の変化

（単位：就業人口比率 %）

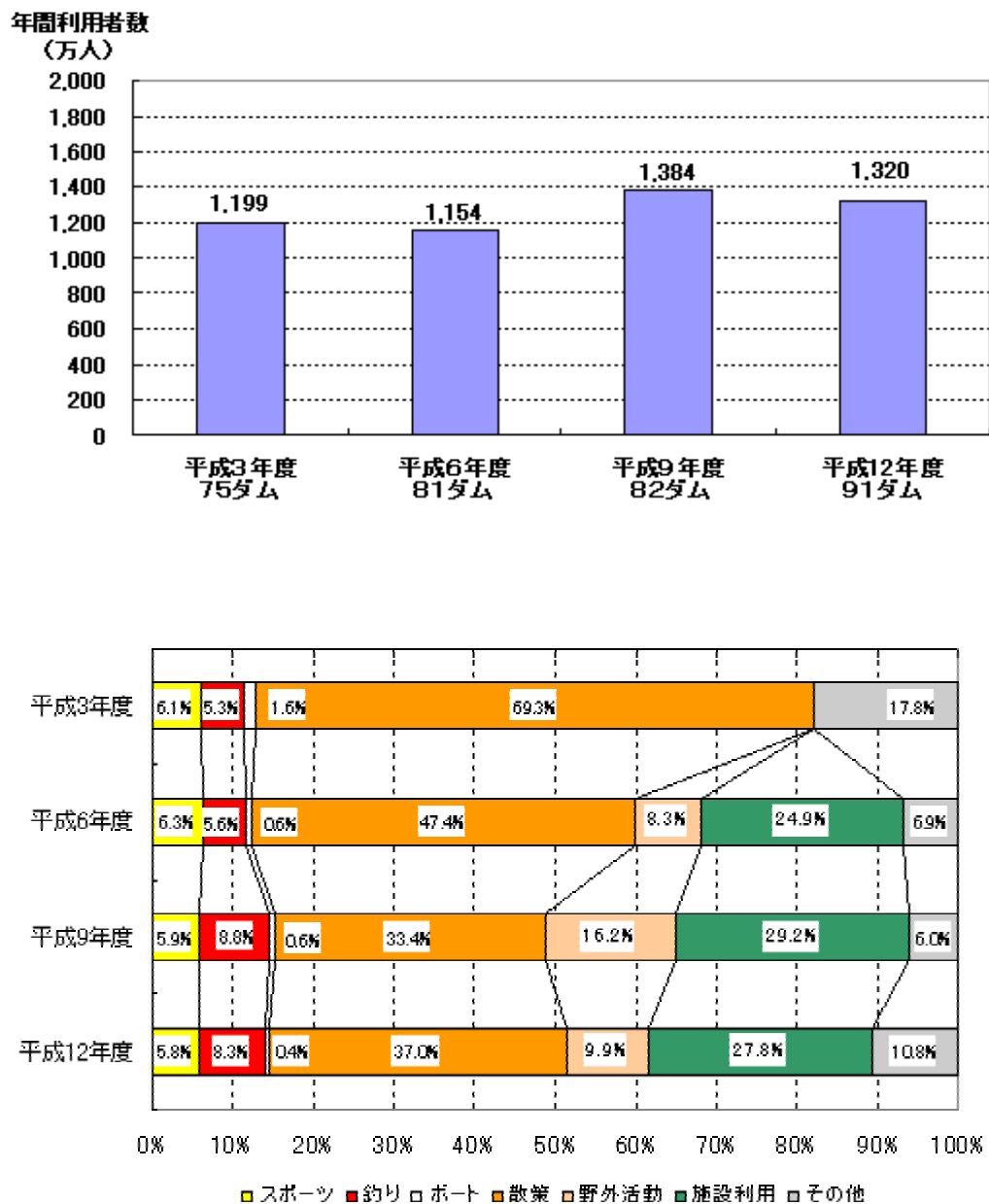
区分	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
	H2	H12	H2	H12	H2	H12
10万人以上	2.99	2.31	31.26	27.70	65.76	69.99
2～10万人	8.06	6.42	38.52	36.87	53.42	56.71
1～2万人	20.35	14.83	34.52	34.49	45.13	52.87
5千～1万人	25.81	19.76	33.13	31.36	41.06	48.88
5千人未満	26.48	19.67	33.45	31.56	40.07	48.77
全国平均	7.16	5.10	33.49	29.84	59.36	65.06

分類不能は含まない

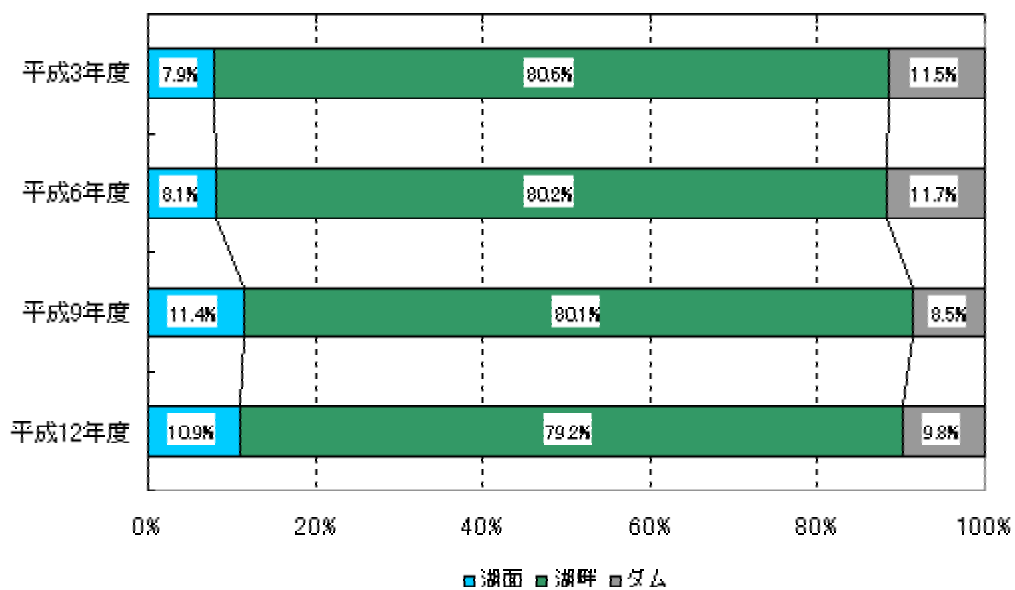
2. ダム湖利用の実態

国土交通省直轄及び水資源開発公団の管理中のダムで河川水辺の国勢調査の一つである「ダム湖利用実態調査」が平成3年から、3年に1回の頻度で実施されている。本調査は、利用者や利用実態について年7回の調査を行い、ダム毎に年間利用者数の推定を行うものである。

全国利用形態別グラフ（経年）



全国利用場所別グラフ（経年）



河川水辺の国勢調査〔ダム湖版〕
平成12年度ダム湖利用実態調査結果より

3 . 水源地域の取り組み

国土交通省では、関係地方公共団体、関係者との協力のもとに、ダムや水文化等の地域の持つ資源や特性を活用して、当該地域の長期的安定・発展を図るための方策についての調査・検討を「水源地域活性化対策調査」として実施している。下表の水源地域における調査結果から明らかとなった、水源地域の自立・新生及び上下流交流・流域連携にかかる水源地域の認識をまとめると以下のとおり。

表 調査リスト

ダム名	略称	場所	水系	調査年度
大松川ダム	(大松)	秋田県山内村	雄物川水系	平成5年度
大滝ダム	(大滝)	奈良県川上村	紀ノ川水系	平成6年度
早明浦ダム	(早明浦)	高知県嶺北地域(本川村、大川村、土佐町、本山町、大豊町)	吉野川水系	平成7年度
湯田ダム	(湯田)	岩手県湯田町	北上川水系	平成8年度
鶴田ダム	(鶴田)	鹿児島県鶴田町	川内川水系	平成8年度
九谷ダム	(九谷)	石川県山中町	大聖寺川水系、 動橋川水系	平成9年度
尾原ダム	(尾原)	島根県木次町、仁多町	斐伊川水系	平成10年度
高山ダム	(高山)	京都府南山城村	淀川水系	平成11年度

1) 水源地域の自立・新生

問題の認識・啓発

社会状況の変化の中で、住民参加を図りながら水源地域としての地域づくりに対する関心を高め、地域の課題解決に自ら主体的に取り組んでいく必要がある。

- 自らが暮らしている地域の水や森に対する環境認識を深める
- 社会状況に照らした水源地域の暮らしの現状認識を深める
- 経済状況の変化の中で、水源地域を支える産業に対する認識を深める
- 水源地域の次世代を担う子どもたちの学び育つ環境を考える

主体性・自主性の確立

地域づくりに対する住民意識の高まりなどを踏まえ、全国各地で住民の積極的な参加が進みつつある。下流地域の住民が水源地域の環境保全に関わるなど、流域を視野とした活動が生まれている。このような中で、水源地域でも地域づくりへの主体的な関わりを促進していく必要がある。

- 地域づくりへの住民の関心を高める
- 地域づくりへの参加を促進する

- 水源地域として下流地域との関係を深める姿勢を形成する

人材育成

地域づくりの主体は、そこに暮らす住民であり、持続可能な地域社会を形成していくには、常に人材育成を進めていく必要がある。

- 水源地域の自然環境を守り育む人材を育成する
- 水源地域の特性を活かした地域づくりを担える人材を育成する
- 水源地域の特性を活かした生業を起こす人材を育成する

協働・ネットワークの形成

どのような地域でも、地域づくりにはさまざまな知恵や経験を持つ人材とのつながりをつくったり、関わりを深める中で取り組んでいる。水源地域でも、内外のさまざまな人材をつなげていく中で、持続的な地域社会を築いていく必要がある。

- 住民と行政で共通の目標像を描く
- 住民と行政が共に水源地域を支える意識を育む
- 水源地域に関心を持つ外部の人材とのつながりを育む

環境保全

水源林には、水源かん養機能や木材生産機能のほかに、国土保全などさまざまな機能がある。水源地域に暮らす者として、これらの機能に対する認識を高め環境保全に取り組むと共に、下流地域の人々の関心を高めていく必要がある。

- 水源地域として持続可能な環境保全を進める
- 水源地域の自然とふれあう場や機会を形成する

地域資源の活用

水源地域には、自然のほかに歴史の中で培われてきた文化や生業といった地域資源がある。社会状況の変化の中で、自然とのふれあいや自然と関わる地域文化などに対する欲求が高まりつつある。このような欲求に対し、地域資源を活用することで、水源地域の環境や暮らし、生業などの質を高めていく必要がある。

- 暮らし続けるための地域資源の活用による地域づくりを行う
- 産業に限らず、教育、福祉、文化など多様な観点からの地域らしさを発揮する

地域づくりの新規テーマの追求

暮らし続けられる水源地域を形成するには、時代の変化や多様化するニーズに対応して地域づくりのテーマを掲げ、住民と行政が連携しながら取り組んでいく必要がある。

- 水源地域の特性を明らかにしていく
- 循環型社会形成における水源地域としての役割を認識していく
- 住民と行政が共に描く将来像と実現に向けた役割分担を進める
- 住民が主体となれる地域づくりのテーマをつくる

新しい暮らし方の模索

少子高齢化のような人口動態や、物よりも心の豊かさを求める社会的欲求の変化の中で、水源地域ならではの暮らし方の魅力を築いていく必要がある。

- 高齢化社会を支える地域の仕組みをつくる
- 自然との共生をテーマとした新しい暮らし方を形成する

産業の育成・創造

水源地域の地域資源を活かしながら、社会ニーズに応えられる地域産業を育成・創造していく必要がある。

- 環境復元型の土木事業など時代の要請に応じた付加価値の高い地域産業を創出する
- 社会動向・市場ニーズに応じた観光等地域産業を展開する
- 水源地域の環境や教育など新たなテーマによる産業構造を形成する

情報の受信・発信

水源地域の地域づくりをより良いものとしていくには、他の取り組みを学んだり、自らの取り組みを発信するなど、活動を促進させる情報の受発信が必要である。

- 地域づくりの情報を収集し、活かせる体制をつくる
- 地域づくりについて、関心と参加を高めるための情報発信を行う

2) 上下流交流・流域連携

意識啓発

住民の環境に対する認識が高まる中で、水源環境の維持保全のために、水源地域の置かれている状況や受益地域・下流地域からの期待などについて認識を深め、流域の住民が連携して取り組んでいく必要がある。

- 水循環の単位である流域で環境を認識し行動する
- 環境をテーマとした地域ごとの取り組みを流域でつなげていく
- 上流と下流の環境や文化など地域特性の違いを認識していく
- 水源地域が抱える問題や課題を下流地域に問いかけ流域全体で考えていく

環境保全に関わる交流・連携

健全な水循環系の構築と良質で安定的な水資源を確保するには、誰もが水源環境に関心を持ち、その維持保全のために主体的に行動できるように、交流・連携の機会を創出していく必要がある。

- 水源環境保全のために、流域が一体となった活動を形成する
- 水源地域活性化に結びつく水源環境の保全活動を形成する
- 水源地域に暮らす住民として、水質に配慮した暮らしを営む
- 暮らしの中で水と意識的にふれあう機会をつくる

新規テーマの確立

交流・連携の取り組みを通じて、健全な水循環系の構築のために流域で環境をとらえ、流域住民が共に行動していく取り組みを形成していく必要がある。

- 流域で環境をとらえ活動することの大切さを社会的に啓発していく
- 流域で環境をとらえ、支え合う文化やコミュニティを形成する
- 流域特性に応じて流域住民が共感できる交流連携のテーマをつくる

協働・ネットワークの形成

それぞれの地域での水資源を大切にしている取り組みを深めながら流域でのつながりを強め、さまざまな人材が関わることで、活動に新風を入れていく必要がある。

- 水源地域だけでなく、外部の専門家や人材が一体となった取り組みを形成する
- 行政がきっかけをつくりながら、住民の主体性を引き出していく
- 流域の中で地域ごとの取り組みをつなげていく

拠点整備

水源地域と受益地域・下流地域の住民が、お互いにふれあい理解し合える場や機会が必要である。

- 流域の交流連携を促進する場や機会をつくる

なりわいに関わる交流・連携

上下流地域で持続的な関係を育むためには、地域特性の違いを活かしたなりわいに関わる交流・連携を進めたり、得られる利益を水源環境の維持保全に役立てる仕組みを作るなどの取り組みが必要である。

- 啓発的な交流連携だけでなく、経済性のある交流連携を進める

4 . N P O 法人データベース等に見られる現状（水源地域関連 N P O 一覧）

水源地域に関連する N P O について、N P O 法人データベース等の結果から、水源地域における N P O 活動には、以下のようなものが見られる。

水源地域で展開される N P O のミッション（目的・使命）

水源地域に関わる N P O は、水源林など森林だけでなく、水循環や地域文化、なりわいなどに対しても関心を持って、水源環境の維持保全や水源地域の活性化などに取り組んでいる。

- 水環境・水循環の保全
 - 人類の社会活動の基本であり流域の歴史的、文化的営みの所産である健全な水環境を確保
 - 流域水資源地域の環境保全
 - 河川の環境保全
- 森林等自然環境の保全
 - 森林の保全
- 地域・地球環境の保全
 - 自然と人との調和のとれた生活意識教育と豊かな自然の保全
 - 人と緑の絆の再生と地域環境の向上
 - 地域の環境ひいては地球環境の保全並びに快適環境の形成
 - 人とあらゆる生物との共存を求めて、自らの足下から地球環境まで関心を持ちながら、よりよい自然環境の保全
- 水と森の文化の継承
 - 流域圏における環境の向上・文化の発展
 - 豊かな自然を後世に伝え残す
 - 流域全体の自然や文化などを再生
 - 未来の子供達へ川の恵みを大切に継承
 - 多くの人々に川の素晴らしさを啓蒙
 - 山林を保護し、国土を保全して、美しい山及び木と森の文化を子孫に残す
 - 人と共に生きる良好な河川環境を後世に引き継ぐ

□ 流域社会の創造

- 水環境に対し節度と良識のある社会の形成
- 次世代への命の継承の根源をなす水循環を可能にする、新たなライフスタイルの創造と実践
- 水循環と人の暮らしが共生できる流域連携社会の形成
- 広く国民に水の大切さを訴え、自然と共生する社会を創る
- その恩恵を享受できるような流域社会を実現
- 流域住民のネットワークによる元気な地域づくり

□ 持続可能な社会の創造

- 明るい健やかな社会の形成
- 持続可能で市民の活力あふれる社会を実現
- 持続可能な社会の形成
- この地域の活用型自然環境循環システムを構築し、広く地域環境・地域社会に寄与
- 現在危機的な状況にある自然環境を保全し、生態系を維持し、持続可能な社会をつくる
- 「人と森が共に暮らせる社会」の実現
- 森林の保全、育成、再生等を通じて循環型地域社会の実現
- 自然あふれる住み良い地域社会の実現
- 住み良く、豊かで、生き甲斐のある生命環境社会の創造と建設
- 人と森林が共生できる社会の実現
- 地域社会の健全な発展

□ 市民参加による地域社会の創造

- 地域総参加型の自立した地域システムの構築
- 「市民会社」として自立、成長
- 環境の保全改良、地方文化の発掘と普及、過疎過密の解決に取り組み、自立・共助の志で新しい価値観と生活様式を創造していく
- 新たな雇用機会の創出等、行政や企業では担えない社会的ニーズに対応できる継続的、発展的な市民活動団体となることを目指す。
- 人と自然、人と人との関係を再構築することによって、流域住民のための、より豊かな環境及び共生の文化を創出

□ 環境保全意識の形成

- 川のクリーンアップを通じて川と親しみ、市民の環境保全の意識を高揚

水源地域で展開される NPO 活動

水源地域に関わる NPO は、水源環境の維持保全のほかに、水源地域のまちづくり、意識啓発、人材育成、人材のコーディネートなどに取り組んでいる。

- 水環境の保全創造活動
 - 水環境、流域環境の保全と創造
 - 河川環境、水辺環境の保全
 - 生態系の調査・保護
 - 流域の水質の浄化
 - 河川環境保全活動
 - 川を軸とした地域間、官民の交流連携
 - 楽しい水辺の創造
- 森林環境の保全活動
 - 水源林の保護育成、環境保全啓発
 - 森づくり活動、森林に関する文化的活動、保全・創出に係る理念、技術の醸成・普及
 - 市民、森林所有者、行政、企業などが協力しあって、多様な人々が森づくりに参加できる環境づくり
- 林業支援、木材利用活動
 - 林業の育成、山林の保全、国産材の普及、国産材による家づくりの支援
 - 木材リサイクルシステムの調査研究普及等
- まちづくり活動
 - 活動がより円滑にできる環境の基盤整備
 - 流域での自然や文化などの保全や復元活動
 - 広域的地域づくり、流域並びに地域環境の改善
 - 自然と共生する明るく住み良いまちづくり推進
- 啓発・環境学習活動
 - (子ども)
 - 森づくりを通じて、小学校の総合学習に対応
 - 森林環境教育
 - 森林体験を提供する活動
 - (一般)
 - 水環境を総合的に捉える視点を養成
 - 植林事業、自然環境保護等の講習会開催等
 - 環境教育、自然教育、野外教育、地域文化教育等
 - 水源山間地、農林業、治山治水及び利水、自然と人間生活の関わりの歴史と現状の啓発、教育、実践
- 人材(リーダー)育成
 - 河川環境保護指導員の育成・支援
 - 森林ボランティアやリーダーの養成
- 調査活動、情報の受発信活動

- 環境調査・研究
 - 川に関する情報の収集と発信
 - 木材リサイクルシステムの調査研究普及等
 - 環境教育、緑と自然環境についての研究調査
- 交流連携・ネットワーク活動、コーディネート活動
- 水環境の保全又は改善を志す人達とのコミュニケーションとネットワーク
 - 流域の河川愛護と保全に賛同する全ての人達と心を合わせて、ふるさとネットワークを形成
 - 森林の保全を目的とする諸団体との協力支援の活動
 - 都市と農山漁村の人々をネットワークで結ぶ
 - 流域市民団体間の交流、市民団体間の連携ネットワークを構築
 - 活動を通じて市民が自発的に参画し、「行政」「自治体」「企業」など他セクションとのパートナーシップの実現
- (コーディネート活動)
- いい川づくりやパートナーシップ形成のためのコーディネーター活動
 - 住民、森林所有者、行政、企業などが協力しあって、多様な人々が森づくりに参加できる機会を提供
 - 地域の環境改善活動、環境教育に取り組むための体制づくりに対して助言・援助・実践事業
 - 流域圏における地域連携を深めるための情報交換と人的交流を促進
 - 関係行政との意志疎通

活動主体の関係

水源地域に関わるNPOは、流域で暮らすあらゆる主体に対して、意識啓発の働きかけや水源環境の維持保全のための参加の機会づくりに取り組んでいる。

- 流域のもとであらゆる主体（世代・性別・職業等）の参加・役割分担
- 水環境に関わる幅広い市民（「産・官・学・野」）の交流
 - 流域の多数の市民、企業、行政と連携
 - 子供から大人まで幅広い層
 - 高齢者や女性
 - 流域市民、企業、行政のパートナーシップ
 - 市民・行政・企業がパートナーシップにより連携協働
 - 市民団体、市民、行政、企業、専門家等との交流・連携

表 水源地域関連NPO一覧（NPO 法人データベースから水源地域に関連すると思われるNPOを抽出）

団体名	目的	内容	経緯	所在地
水環境北海道	人類の社会活動の基本であり流域の歴史的、文化的営みの所産である健全な水環境を確保するために、現存する多種多様・個別的問題の抜本的解決に向けて、水環境の保全又は改善を志す人達とのコミュニケーションとネットワークを図り、様々な観点から水環境を総合的に捉える視点を養い、水環境の保全又は改善に関する事業を行い、水環境に対し節度と良識のある社会の形成に寄与することを目的とする。			北海道札幌市
北上川流域河川生態系保全協会	この法人は、川に生息する生物の生態系を守り育てると共に、生物が生息しやすい環境の保全と、これらの自然資源を活用したまちづくりを推進し、もって地域の振興に寄与することを目的とする。	1.川に棲む生物の養殖・飼育・放流事業 2.川に棲む生物の生息等調査事業 3.川の環境、水質保全に関する啓蒙・普及活動 4.地域の食文化の振興事業		岩手県川崎村
北上川中流域エコミュージアム推進会議	この法人は、北上川中流域の歴史、文化、自然環境等を生きた博物館「エコミュージアム」と捉え、北上川中流域サイクリング・ウォーキングロード等を活用しながら、広域的地域づくりを行い、明るい健やかな社会の形成に寄与することを目的とする。			岩手県水沢市
北上川流域連携交流会	この法人は、川を軸とした地域間、官民の交流連携を通じて、豊かな自然を保全し、歴史や文化を尊重しながら安全で楽しい水辺の創造を図り、持続可能で市民の活力あふれる社会を実現することに寄与する目的とする。	1.水に関する環境の保全に関する事業 2.地域の歴史文化の理解とその活用に関する事業 3.安全で豊かな水辺創造に関する事業 4.地域づくりの人材育成に関する事業 5.交流連携推進に関する事業 6.流域各団体への協力・支援に関する事業 7.河川等に関する調査研究・広報事業	北上川流域唯一の県域を越えたNPOとしての基盤強化を図り、関係先との対等なパートナーシップを確立することを旨とし、2000年8月、旧組織をNPO法人に解組して設立。	岩手県盛岡市
水環境ネット東北	水環境に関わる幅広い市民（「産・官・学・野」）の交流を通して、水環境の保全と創造を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とする。			宮城県仙台市
河川整備研究会	広く県民に対して河川整備に関する事業を行い、水辺環境の保全保護に寄与することを目的とする。	1.鮭の自然孵化、人工孵化に関連する一連の事業 2.河川岸辺の木杭、石積設置による河川環境の保全事業 3.水中じゃかごの設置による水生生物の保全事業 4.すげら、石積による自然の岸辺づくり事業 5.河川敷への植栽等による自然生態系の保全事業 6.行政、自然環境に関心を持つ団体との意見交換及び事業 7.小学校等の郊外授業及び子供達の河川とのふれあい支援事業 8.ビデオ及び写真等での記録による自然環境保護の啓発及び推進事業	団体としての活動は1990年より実施。途中2団体に分割、河川整備は広範囲な活動をめざし、1999年8月に設立なる。	宮城県仙台市
ひたかみ水の里	次世代への命の継承の根源をなす水循環を可能にする、新たなライフスタイルの創造と実践を目指し、水循環の最小単位としての流域環境の保全、改善等を通して、水循環と人の暮らしが共生できる流域連携社会の形成に寄与することを目的とする。			宮城県石巻市

団体名	目的	内容	経緯	所在地
蔵王のブナと水を守る会	この法人は、主として蔵王地域の環境保全を図るため、植林事業、自然環境保護等の講習会の開催等を実施して、豊かな自然を後世に伝え残すことを目的とする。森づくりを通じて、小学校の総合学習に対応。	1.ナショナル・トラストに関する事業 2.育苗、植林、育林事業 3.自然環境保護等の講習会の開催、普及宣伝、後継者の育成及び情報の提供に関する事業 4.その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	1.蔵王のブナ原生林の伐採中止を営林署に求める。2.南蔵王地域に広がる広大な荒地を元のミズナラの森に戻す。	宮城県白石市
自然と人間の森おひら	この法人は、子供達の森林環境教育や市民の自然体験に関する事業を行い、広く社会貢献に寄与することを目的とする。	1.市民参加による山林の保全整備活動と健康づくりの場としての森林活動事業 2.木工細工、炭焼き、きのこ栽培、草花木の育成など、子供達の体験学習の企画運営事業 3.各種スポーツ活動、文化芸術活動を含むレクリエーションに関する事業 4.施設利用者のための売店食堂・野外バイキング及びオートキャンプの運営 5.その他必要と思われる事業	栃木県下都賀郡大手町にある県立公園大手山の山麓10haを買収し、2001年3月に体験交流センターを建設。NPOの認可をとり、2001年4月22日に竣工祝と同時に活動に入る予定。	栃木県大平町
アサザ基金	この法人は、霞ヶ浦・北浦流域での、自然や文化などの保全や復元の活動を通じて、霞ヶ浦・北浦流域全体の自然や文化などを再生させると共に、人と自然、人と人との関係を再構築することによって、霞ヶ浦・北浦流域を含む地域住民のための、より豊かな環境及び共生の文化を創出することを目的とする。	1.湖岸の自然復元・再生事業 2.学校ビオトープ・環境教育事業 3.地域アサザプロジェクトや環境保全型産業の育成・支援 4.生物モニタリング調査事業 5.シンポジウム・交流会の開催事業		茨城県牛久市
未来につながる鬼怒川・小貝川の会	この法人は、未来の子供達へ鬼怒川・小貝川の恵みを大切に継承するため、鬼怒川・小貝川流域の河川愛護と保全に賛同する全ての人達と心を合わせて、ふるさとネットワークを形成し、多くの人々に川の素晴らしさを啓蒙することを目的とする。	1.鬼怒川・小貝川をふるさとの川として、その素晴らしさと河川愛護の精神を広く普及する 2.鬼怒川・小貝川の水源環境を守り、河川の調査研究と河川環境保全の啓蒙運動を行う 3.河川に育む生態系と人間との関わりあいの運動展開を行う 4.会員相互の協力的体制づくりを図り、災害救助活動に寄与する 5.川の日「7月7日」の意識高揚を図る 6.鬼怒川・小貝川を身近な憩いの場としている各種の人達と川のネットワークを形成する 7.河川ボランティア制度を確立して、河川の未来の多様化を進める	鬼怒川・小貝川系河川の水质調査、5品目+透視度等鬼怒川水探見2000をEボートにより実施。やきいもフェスティバルによる自然の恵みを自然教育する。クレスン自生地づくりと流域ビオトープ研究を行う。河川堤防の草を利用したリサイクルを通じた堆肥づくり研究、流域総合学習への支援活動実施。	茨城県下館市
やみぞの森	この法人は、一般市民に対して、茨城県内の森林資源を活用し、森林の植林、育成及び保護等の支援や環境教育等の企画運営、木材リサイクルシステムの調査研究普及等の事業を行い、この地域の活用型自然環境循環システムを構築し、広く地域環境・地域社会に寄与することを目的とする。			茨城県水戸市
荒川学舎秩父	この法人は現在危機的な状況にある自然環境を保全し、生態系を維持し、持続可能な社会をつくるため、環境教育事業並びに緑と自然環境についての研究調査及び啓発に関する事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	1.子供達の親しめる水辺づくりを実現するための事業 2.環境に配慮した地域づくりを実現するための事業 3.河川によりよい自然を取り戻すための事業 4.環境に対する啓蒙を行う事業 5.良好な環境を保全・創造するための地域づくりに関する調査研究事業 7.公共団体が行う環境に配慮した地域づくりに対する協力	「秩父の環境を考える会」「秩父愛鳥会」「埼玉県建設業協会秩父青年経営者部会」の3団体が自然が豊かで地域住民に親しめる荒川づくりを進めるため設立した。	埼玉県秩父郡
けやの森自然塾	この法人は、広く地域社会の青少年を対象に、自然体験、交流、学習、調査研究の活動事業を行い、子供の健全育成及び環境の保全、文化およびスポーツ振興の増進に寄与することを目的とする。	1.自然体験（環境教育）の活動事業2.学習活動（理科教育・野外教育）3.環境教育の交流活動事業4.環境の調査研究活動事業5.その他各号に付随にする事業	子供達の健全育成と自立を図ることを目的として自然体験活動を行っていたが、より地域に密着した活動をすべく各分野の関係者と協議を重ね、1992年4月に設立	埼玉県狭山市

団体名	目的	内容	経緯	所在地
むさしの里山研究会	この法人は一般市民に対し、体験農業、自然観察会等の実施及び自然環境の保全に関する普及啓発事業を行うと共に、里山の保全に関する調査研究並びに農業支援等の事業を行い、埼玉県を中心とした里山環境の保全に寄与することを目的とする。	1.里山保全に関する調査研究(1)休耕田での草刈頻度と生物多様度との関係調査(2)谷津田の昆虫・植物調査2.農山村と都市との交流事業(1)体験農業教室(田・畑)(2)自然観察会(3)寄居町で生産された農作物の普及宣伝3.環境保全に関する普及啓発事業	1989年3月に「寄居町にトンボ公園をつくる会」を発足し、実践活動を行ってきたが、さらに前進するために別組織として「むさしの里山研究会」を設立した。	埼玉県大里郡
森づくりフォーラム	私たちにあってかけがえない森林を守り育てて行く活動をしている市民団体間の連携ネットワークを構築し、活動がより円滑にできる環境の基盤整備を進めると共に、住民、森林所有者、行政、企業などが協力しあって、多様な人々が森づくりに参加できる機会を提供し、「人と森が共に暮らせる社会」の実現を目指している。	1.森づくり活動を行う団体間の交流、協力関係を促進しネットワークを構築する2.森づくり活動を行う団体の育成及び活動がより円滑にできる環境の基盤整備3.人材育成のための研修及び講習会4.森林政策に対する提言活動5.森林ボランティア保険の包括契約による取り扱い6.森づくりに関する情報の収集・提供、普及啓発		東京都三鷹市
緑の列島ネットワーク	この法人は、わが国に居住する人達に対して、林業の育成、山林の保全、国産材の普及、国産材による家づくりの支援に関する事業を行い、わが国の山林を保護し、国土を保全して、美しい山及び木と森の文化を子孫に残すことに寄与することを目的とする。	1.国産材による家づくりの啓蒙と支援事業2.林業の担い手育成の支援事業3.山林の維持管理、保護及びその支援事業4.山と町を結ぶ役割を担う人材育成事業5.まちづくり6.山村活性化を図る事業など		東京都港区
JUON NETWORK	この法人は、都市と農山漁村の人々をネットワークで結ぶことにより、環境の保全改良、地方文化の発掘と普及、過疎過密の解決に取り組み、自立・協力の志で新しい価値観と生活様式を創造していくことを目的とする。	1.都市と農山漁村を結ぶ「自然と文化のネットワーク」づくり 2.過疎の廃校を活用したセミナーハウスの運営・支援 3.地方文化の発掘と普及 4.森林の保全・育成・ボランティア活動 5.後継者を含め都市住民のあらゆる余暇活動充実の場の提供 6.社会福祉ボランティア活動 7.「自然・歴史・芸」の探求活動や文化をテーマにした様々な協同組合づくり支援 8.流域を単位とした「上流・中流・下流」をつなぐ協同組合ネットワークづくり 9.「公助」「自助」を結び「協助」の分野の活動づくり 10.以上に関連する諸外国の先進事例	廃校を活用したセミナーハウスの運営や阪神淡路大震災の際の支援活動において、過疎地域の人々と出会った大学生協が、過疎と都市のネットワークづくりについて検討し、活動を広げて行くために設立。	東京都杉並区
荒川流域ネットワーク	荒川水系流域の水質の浄化と良好な川辺環境の保全、流域市民団体間の交流、関係行政との意志疎通	流域一斉水質調査	建設省荒川上流工事事務所主催の「荒川懇談会」の席上、流域での連帯が呼びかけられたことを契機に、95年度に立ち上げられた。	埼玉県東松山市
多摩川センター	多摩川センターは市民団体、市民、行政、企業、専門家等との交流・連携を目的とした独立機関として、多摩川や川に関する情報の収集と発信、人材の養成、市民参加型の河川環境保全・維持などに関する提案、いい川づくりやパートナーシップ形成のためのコーディネーターとしての活動などを継承して行っていくことを目的とする。	1.自主事業・多摩川サロン・多摩川セミナー・多摩川クリーンエイド・多摩川レンジャー育成講座・多摩川学校・多摩川源流観察会との共同事業 2.受託事業・多摩川ふれあい教室の運営・河川生態学術研究会・多摩川グループ・市民合同発表会事務局 3.協力事業・西暦2000年の多摩川を記録する運動 4.刊行物		東京都国分寺市
荒川クリーンエイド・フォーラム	この法人は以下のことを目的とする。1.荒川のクリーンアップを通じて川と親しみ、市民の環境保全の意識を高揚すること2.活動を通じて市民が自発的に参画し、アジェンダ21に示された「行政」「自治体」「企業」など他セクションとのパートナーシップの実現を目指すこと3.荒川沿川住民による河川環境保全の活動を進め、河川管理への市民権を確立していくこと	1.荒川河川敷に散乱するゴミの分類・調査・回収により、荒川のクリーンアップを行うと共に、自然回復と環境の保全に資する活動を行う 2.荒川を調べ、遊び、川に親しむ活動を行う 3.その企画を市民自ら作成・実行し、行政及び他セクターとの協力関係を追求する 4.活動報告書を作成し、配布し、それを通じて他セクターとの関係を模索する 5.本法人の目的及び河川環境問題全般に関する情報の収集と提供 6.その他、本法人の目的達成のために必要な事業	荒川放水路通水70周年を記念する行事の一環として、市民が荒川に関心を持ち親しんでもらうことを目的に、市民参加のゴミ拾いを呼びかけ、毎年秋に一斉清掃を行っている。	東京都江戸川区

団体名	目的	内容	経緯	所在地
河川環境基金	この法人は、「河川環境保護指導員」の育成・支援と河川環境の保全、生態系の調査・保護に努め、広く国民に水の大切さを訴え、自然と共生する社会を創ることを目的とする。	1.河川の美化・緑化運動の促進 2.河川の生態系の保護運動の促進3. H Pを開設し、日本の河川環境問題、地域活動等情報公開 4.機関紙「河川環境保護指導員」を発刊 5.シンポジウム、研究会、講習会、講演会の開催 6.水環境を保全するため各団体などの参加と協力要請 7.住民と事業者、行政と連携を取り、環境保全対策を進める 8.地方公共団体や国の広域的な視野から水環境への保全提起 9.健全なる青少年の育成（少年・少女釣り教室の開催） 10.国際協力の参加	1991年にJ P A（日本プロ友釣り協会）を設立。全国の鮎釣り師よりプロテストを得て、友釣りプロを認定し、全国各河川でトーナメントを開催し、もって河川環境保護運動を提唱し、1999年10月、N P O申請、2000年3月19日認定。	東京都豊島区
よこはま水辺環境研究会	この法人は、横浜をはじめ全国の水辺環境の保全・創生に関する事業を行い、自然と共生する明るく住み良いまちづくりを積極的に推進しながら、郷土の発展に寄与することを目的とする。	1.研究・開発 2.成果を学会等へ発表 3.セミナー等の開催 4.他の団体との連携		神奈川県横浜市
グラウンドワーク三島	市民・行政・企業がパートナーシップにより「水の都・三島」の自然環境の再生・創造に向け、連携し協働しながら、地域の環境改善活動、環境教育に取り組むための体制づくりに対して助言・援助・実践事業を行い、よって地域総参加型の自立した地域システムの構築に寄与することを目的とする。また、この法人が「市民会社」として自立、成長することにより、高齢者や女性に対して、新たな雇用機会の創出等、行政や企業では担えない社会的ニーズに対応できる継続的、発展的な市民活動団体となることを目指す。			静岡県三島市
富士山クラブ	この法人は、富士山の抱える環境問題の解決に向けた活動と情報発信を通して、国内外の諸団体、市民、行政及び企業との幅広いネットワーク構築をすることを目的とする。	1.富士山の環境保全に関するネットワークの構築2.富士山の保全に向けた基金の運営3.富士山の自然環境の調査研究及び政策提言活動4.富士山の環境保全実践活動5.富士山に関する講演会及び講座などの企画並びに開催6.各調査研究成果、情報誌並びに広報誌の刊行	今までバラバラに活動してきた市民・行政・企業がパートナーシップを取り、3者が一丸となった新たな富士山の環境保護・保全・改善活動の体制づくりを行うために1998年11月に発足し、1999年11月にN P Oを取得した	静岡県三島市
土に還る木 森づくりの会	富士山麓の風倒木や間伐材と開発のために伐採された木などを材料にして作った鉢植えを土に還す、親の木が子供の木を育てる資源循環型と子供達や都会に住む人など、だれでも参加できる市民参加型の楽しい森づくりを実施して緑化を推進し、もって自然環境の保全と里地里山の再生を目指すと共に、子供達などへの環境教育、社会教育と地域の緑豊かなまちづくりを推進し、その進め方の経験とノウハウを蓄積して、この活動を国の内外に広めることを目的とする。	1.風倒木や間伐材、廃材などを材料に使った手作り植木鉢製作体験教室の開催2.子供達や都会に住む人など、誰でも参加できる協働の森づくり活動の実施3.拾ったどんぐりから苗木を育てるとどんぐり苗木の里親体験教室の開催4.子供達や障害を持つ人達などの参加による苗木の育成5.富士山麓などの風倒木の整理6.森の中の自然教室や野外体験学習などの行事の開催7.森づくりに関するシンポジウム、フォーラム、講演会、セミナー、展示会の開催と各地への出展などの情報発信事業の実施8.この活動を国の内外へ普及させる	富士山麓における風倒木（1995年冬）の活用を思いつき開始。1997年2月手作り植木鉢製作体験教室を開始。1998年6月森づくり活動開始	静岡県御殿場市
穂の国森づくりの会	本会は、かつての穂の国と呼ばれた東三河の森林の公益性と豊かな伝統を確認し、流域市民、企業、行政のパートナーシップのもとで、東三河の森林の保全、育成、再生等を通じて循環型地域社会の実現を図ることを目的とする。	1.森林の保全、育成及び管理2.放置林等に対する保有を通しての育林事業3.森林の活用促進等を通じた森林地域の活性化を図る活動4.流域における上下流の交流を図るイベントの実施5.流域における伝統芸能の保存、振興を図る活動6.森林地域に関する調査研究及び提言活動7.森林地域に関する知識及び情報の普及啓発活動	東三河地域の森林の保全、育成、再生を図り、循環型地域社会を実現することを目指して1996年頃より協議を重ね、1997年4月に設立。	愛知県豊橋市

団体名	目的	内容	経緯	所在地
朝倉川育水フォーラム	この法人は、多くの市民に親しまれている豊橋市を流れる朝倉川を中心とする市内の河川に環境の指標生物であるホタルを回復するための河川環境改善事業や、環境改善に係わるまちづくり事業を市民・企業・行政のパートナーシップにより行うことによって、朝倉川流域並びに地域環境の改善を図り、もって自然あふれる住み良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。	1.生物多様性確保のためのピオトープづくり2.川縁への植樹活動3.水源林保全のための貝山づくり4.朝倉川ゴミゼロ大会など、河川美化活動5.企業排水家庭排水に係る水質浄化運動6.全市的なホタル育成ネットワークの構築7.環境改善に関する講演会、講習会及びPR啓発事業8.ホタル及び環境保全に関する調査研究事業9.会員情報誌並びに対外的広報誌の刊行10.その他本会の目的を達成するために必要な事業	豊橋商工会議所が創立100周年を迎えた平成5年に地域の将来ビジョンを策定し、その中で経済界が先導役となって地域の身近な環境改善を図ることを提案。約2年の準備期間を経て、多くの市民に親しまれている反面、河川改修などにより水量、護岸形態が大きく変わり、地域と共生してきた多くの生物が減少しつつある朝倉川を豊橋市の象徴として捉え、ホタルの飛び交う人里づくりをスローガンとしてスタートさせた。	愛知県豊橋市
みたけ・500万人の木曾川水トラスト	この法人は、木曾川流域圏住民に対し、水資源の保全の重要性に鑑み、水源林の保護育成を始め、環境保全啓発に関する事業を通じて、木曾川流域水資源地域の環境保全に寄与することを目的とする。	1.森林の育成整備活動2.水源林及び水源育成事業3.環境保全啓発事業4.環境保全に係る調査研究事業	愛知、岐阜、三重の500万市民が命の水を利用している。この水を私達は守る必要があるとの思いでトラスト活動を始める。	愛知県名古屋
長良川環境レンジャー協会	この法人は、長良川を中心とした河川の環境保全を図るため、流域の多数の市民、企業、行政と連携して、豊かな自然と生態系を取り戻す活動を推進すると共に、節度ある利用など、河川と共生する施策を創出、実践して、人と共に生きる良好な河川環境を後世に引き継ぐことを目的とする。	1.河川環境に関する調査・研究・保護等に関する事業 2.河川利用の適正化及び環境教育に関する事業 3.河川環境の整備に関する事業	岐阜市が市民オーナーシップに基づき、河川（長良川）をきれいにしようとボランティアを募集したのが始まり。	岐阜県岐阜市
森林再生支援センター	この法人は、地域固有の森を中心とした自然環境の保全・創出に係る理念、技術の醸成、普及を図る事業を行うことによって、人と緑の絆の再生と地域環境の向上に寄与することを目的とする。	1.地域自然環境の保全、再生に係る調査及び研究 2.地域自然環境の保全、再生に係る実施計画及び実施事業 3.地域自然環境の保全、再生に係る行政機関、事業主体、特定非営利活動法人、及び市民ボランティア団体への助言、または技術的援助 4.地域自然環境の保全、再生に係る講演、出版、教育事業 5.地域自然環境の保全、再生に係る行政機関、事業主体、研究機関、教育機関、学会との交流 6.その他本法人の目的達成のために必要な事業	会員の多くは、環境の保全・創出に係る調査研究、計画、設計、実施を職務としてきましたが、昨今の森林荒廃、自然の成り立ちへの理解を欠く緑地造成を見て、微力ながらその専門的知識・技術を自然環境の保全に役立てたいと考えました。各々の専門性を生かし、地道な社会的貢献を果たしたいと考えています。	京都府京都市
由良川流域ネットワーク	この法人は、由良川の環境と水質を昭和30年代初頃の清流に復元し、より多くの人達が川に親しみ、その恩恵を享受できるような流域社会を実現することを目的とする。			京都府福知山市

団体名	目的	内容	経緯	所在地
みどりのエヌピーオー	この法人は、多くの人々に対して、いのちのふるさとである水源山間地の根源的価値、農林業の多面的役割と合意形成、国民の生命財産を保全する治山治水及び利水の重要性と山川を取り巻く自然と人間生活の関わりの歴史と現状を正しく理解するための啓発、教育、実践に関する事業を行い、もって住み良く、豊かで、生き甲斐のある生命環境社会の創造と建設に寄与することを目的とする。	1.いのちの円環を考える生命環境教育事業 2.啓発活動の指導者である「生命環境アドバイザー」「生命環境デザイナー」を養成する教育事業 3.水源山間地の根源的価値、農林業の多面的役割の国民的評価と合意形成のための啓発事業 4.治山治水及び利水の重要性と山川を取り巻く自然と人間生活の関わりの歴史と現状を正しく理解するための啓発事業 5.森はいのちのふるさとであるため、水源山間地の荒廃した山々に広葉樹を植林し、水源涵養林をつくる造林保全事業 6.自然と人間の調和を基本理念とした生命環境都市の創造と建設に関する調査	「いのちの学校」として社会教育活動から開始。現場の視察によりさらに具体的な活動として「みどりの里親」募集による植林下刈り、河川掃除などを教育として行っている。	奈良県宇陀郡
自然と緑	この法人は、人とあらゆる生物との共存を求めて、自らの足下から地球環境まで関心を持ちながら、よりよい自然環境の保全を目的に、環境調査・研究、豊かな森林づくり、環境教育・啓発活動及び文化・スポーツ活動などを行う。	1.楽しい自然とのふれあいの森林づくり（琵琶湖畔の山麓で水源の森づくり） 2.自然大学（定員50名、室内授業6回、野外実習7回）現在6期目開催中 3.親と子の森林教室 4.ゆっくり自然かんさつハイキング（企業、地域グループなどの企画、実行）		大阪府大阪市
日本森林ボランティア協会	本会は、市民ボランティアによる森林の手入れ、健全な森林づくり活動を行い、森林ボランティアやリーダーの養成を行う。また、活動を通して、森林に親しみ、森林に対する正しい認識と理解を深め、自然との共生のあり方を学び、都市と山村との交流を通して、森林の保全に寄与すること。併せて、森林の保全を目的とする諸団体との協力支援の活動を行うことを目的とする。	1.森林ボランティア活動 2.森林ボランティア養成講座「森林大学」開講 3.森林ボランティア保険の取り扱い	放置されている森林を市民の手で守ろうと市民自らが設立した	大阪府大阪市
水と緑のネットワーク大阪	この法人は水と緑のネットワークを基調とした運動で、まちづくりの推進、環境の保全を図ることを目的とする。			大阪府大阪市
斐伊川流域環境ネットワーク	斐伊川流域の環境を大切に、流域住民のネットワークによる元気な地域づくりに貢献するNPO法人	菜の花プロジェクト、森林ボランティアの養成、どんぐりの森づくりなど		島根県松江市
どんぐりネットワーク	本会は、森づくり活動及び森林に関する文化的な活動を行うと共に、子供達を中心に市民に対して森林体験を提供する活動を通して、良好な自然環境の維持・創出、環境保全思想の普及並びに地域の人々の健全な心身の育成を推進し、ひいては地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。また、市民、森林所有者、行政、企業などが協力しあって、多様な人々が森づくりに参加できる環境をつくり、人と森林が共生できる社会の実現に貢献することを目的とする。	1.特定非営利活動に係る事業（1）どんぐり銀行活動企画・運営に対する支援（2）森林に関する各種情報の収集・提供（3）森づくり活動及びその体験の提供（4）森林とのふれあい活動及びその体験の提供（5）森づくり活動に関する調査、研究並びに研修（6）森づくり活動に関する相談・助言（7）水源の森づくりを通しての水源地域との交流（8）その他目的達成のために必要な事業 2.収益事業（1）森林を題材にした作品又は森林から得られる材料を使用した物品の制作・販売事業（2）その他森林又は林業に関する事業	子供達が森で拾ってきたどんぐりを預かり、苗木等で払い戻しする「どんぐり銀行」活動のスタッフとして発足。順次組織を整備し、里山から水源の森まで、森を楽しみ、手入れする活動を県との協働で行っている。	香川県高松市
新町川を守る会	この法人は、地域住民に対して、河川環境の向上とまちづくりに関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。	1.リパークリナーアップ活動（市内主要河川の清掃） 2.リパークルーピング活動（毎日無料の周遊船を運航） 3.ラブリパーフェスティバル（四季のイベントを川で実施） 4.リパークサイド修学活動（堤防や講演の緑化活動）		徳島県徳島市

団体名	目的	内容	経緯	所在地
高知NPO	医療、福祉、環境、文化、まちづくりといった広範囲にわたる活動をあらゆる角度から、調査、研究を行うと共に、市民、行政、企業、社会貢献活動を行う団体、さらには県内研究機関との連携を図りながら、人材の育成と豊かなまちづくり、発展に寄与することを目的とする。	1.室戸岬漁港の利活用（11年度より取組中） 2.浦戸漁港の利活用（2000年6月19日設立） 3.嶺北五ヶ町村連携事業～吉野川上流域水源の森ネットワーク活動～ 4.四国南東部における地域連携整備計画調査委員会の委員） 5.交通需要マネジメントに関する受託事業 6.公共事業アカウンタビリティ懇談会の委員（12年度） 7.県産材のラベリング制度を計画中 8.インパク（インターネット博覧会）の委員 9.補助事業 道の駅の利活用促進と地域特派員制度の設立事業 10.高知県NPOセンター運営委員	21世紀を目前に控え、社会のシステムは大きな変革の時期を迎えています。これまで日本においては、公的サービスの提供はほぼ行政に限られていました。しかし、近年人々の価値観が多様化してくるにつれて、行政だけでは十分に対応しきれない分野や、民間が担った方が合理的なコストできめ細やかなサービスが提供できる分野がたくさん出てきています。また、地方分権を積極的に推進しようとしている高知県においては、「住民主体」の社会システムへの移行が早急に必要となっています。そのため、行政だけでは十分に対応できない分野のサービスを行います。	高知県高知市
はかた夢松原の会	本会は、海浜に松原を復元するための事業及び環境保全のための事業を行い、地域の環境ひいては地球環境の保全並びに快適環境の形成に寄与することを目的とする。	1.海浜への松の植樹 2.松原の管理、保全に関する研修の事業 3.環境教育・学習の事業 4.環境保全及び快適環境形成に関する事業 5.環境保全及び快適環境形成に関連する調査、研究及び提言	都市化と共に埋め立てられた博多湾に昔あった「白浜青松」を復元しようと広く全国に呼びかけ、福岡大好きな人達より募金をいただき、毎年松苗1000本を植え続けながら、川を上り、森とも関わり森林保全、環境保全に努めている。	福岡県福岡市
筑後川流域連携倶楽部	本会は、筑後川流域圏における地域連携を深めるための情報交換と人的交流を促進し、流域圏における環境の向上・文化の発展に寄与することを目的とする。			福岡県久留米市
緑のまちづくり交流協会	この法人は、自然や環境問題に関心を持ちながら、活動の場や組織がなくて活動できない方々に対して、学習と活動の場を提供する事業を行い、「緑のまちづくり」を推進し、地域に寄与することを目的とする。	「グリーンヘルパー」ボランティア養成研修、環境保全活動には、「専門の知識と技術を身につけたボランティア」が必要であり、また「研修修了者を活動に結び付けなければ意味がない」という認識から、大学の先生や地域の研究者、自治体の緑化関係担当者らを講師に、生態系や環境についての講義と共に、フィールド調査や栽培管理の実習、地域活動に結び付けるワークショップなど、幅広く取り入れたカリキュラム（36時間）を組んでいます。研修参加者は、自然や環境に関心の高い人達で、主婦や学生、定年退職者から、公務員、学校の先生まで多岐にわたります。	以上の目的で会を設立し、同9月に地域の緑化活動リーダーの育成を目標に、九州電力㈱の協賛を得て、「グリーンヘルパー」ボランティア養成研修を熊本で実施した。	熊本県熊本市
くすの木自然館	この法人は、子供から大人まで幅広い層を対象に、環境教育、自然教育、野外教育、地域文化教育等のプログラムの企画、運営などの場と情報を提供し、自然と人との調和のとれた生活意識教育と豊かな自然の保全に寄与することを目的とする。	1.環境・自然に関わる学習プログラムの実施及び情報の収集と提供 2.子供や大人、及び高齢者、障害者への野外自然活動の実施提供 3.国際理解を深める情報収集・提供・プログラムの実施及び国際協力 4.環境学習に関わる人材の育成 5.環境学習に関わる調査、研究 6.環境学習に関する会員相互の情報交換や活動の支援	県下の環境教育現場に立つ有志により、専門的かつ日常的な環境教育の情報発信の場と創設のため、常勤2名にてスタート。行政・教育機関との良いパートナーシップを組み合わせ、2000年9月に認証を受ける。	鹿児島県始良郡

5 . N P O に対するアンケート調査結果

実施概要

水源地域に関連するNPOに対し、活動を進めるにあたっての課題や取り組み、行政との連携についてアンケート調査を実施し、水源地域に関わる15団体より回答を頂いた。

(質問項目)

- ・水源地域に関わる活動内容
- ・水源地域に関わった経緯、NPOが水源地域に必要とされる背景
- ・水源地域に関わる上での課題
- ・水源地域に関わる上での課題解消のための考え方、取り組み方
- ・行政との連携状況や行政からの支援状況、連携を進めていく上での課題や支援を受ける上での課題
- ・連携・支援における課題の解消のための考え方、行政に求める方策

結果概要

水源地域に関わる活動内容

水辺整備に関するもの

- 「水辺の楽校」荒川版の整備
- 荒川河川敷に「水辺の楽校」の整備を3年がかりで行った。
- 荒川金室かわまつり

環境教育に関するもの

- 上記「水辺の楽校」で平成11年より毎年、かわまつりを実施し子供達500~600人が参加している。
- 「樋井川で遊ぼう一万人大作戦」: 現在「樋井川リバーフェスティバル」7年目を迎える。小・中学生を対象に川で遊ぶ。
- 荒川支流、高麗川の源流下の地域を生活排水を少なくして、ゴミを捨てないでと訴え、チラシなどを配布した。2000年に続き2回目。
- 小学生向け資料集「わたしたちの由良川」の発刊
- データベース作成

森林整備に関するもの

- 「森の大学」: 大山町。風倒木で人工林のあり方等、地域の人達と交流する。
- 「交流の森」づくり: 村有林伐採跡地を使用。貸借契約により地据え、植林、下刈の一連の作業を実施
- 「水源の森づくり in 小豆島」: 香川県と協働で、地元財産区有林の植林、下刈
- 森林の循環システムを見直し森林(木)と人を結ぶ運動を推進する。
- 里山づくり活動

地域づくりに関するもの

- 「参加と連携」による地域づくりのモデル事業
- 98年改訂された全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の6つの改革の方向性に示されたコミュニケーション型行政を試行する。
- 「比企流域懇談会」市民と比企流域の河川管理者との懇談会
- シンポジウム（荒川流域高麗川カワセミシンポジウム）を開催し、4分科会に分かれ第1分科会（ゴミ・自然観察）、第2分科会（水辺活動）、第3分科会（里山保全）、第4分科会（谷津田保全）について、市民団体の活動内容を発表した。
- 由良川流域交流会

人材育成に関するもの

- 「リバーレンジャー養成講座」
- 源流から下流までの川の案内人、指導者を養成するリバーレンジャー養成講座を実施した。1泊2日2回、1日1回の3回実施した。

グリーンツーリズムに関するもの

- 「源流域を訪ねる会」（2回）
- 寄居町のとんぼ公園、都幾川の生き物調べ、緑地トラスト地の散策、嵐山町の蝶の里見学。そば打ち体験、源流の散策、の古刹見学など。
- 北海道Eボート大会 in かなやま:「Eボート(Exchange Boat)」という水辺で人々が交流するための新しい道具を使って、ボート遊びを楽しみながら、私達の川やダム湖、流域のことを良く知り合おうとするイベント。

水源地域に関わった経緯、NPOが水源地域に必要とされる背景

水資源・水源林への関心と行動の必要性

- 慢性的に水が不足する福岡の住民としては、水源地域の森林の保全・改良の必要性を感じた。
- 水量が数十年前と比べて少なくなったこと、また放置林を管理する人材の不足
- 森林が酸素と水の供給に大切な役割をもっている事に気付く。森林を再生することで豊かな国土を後生に残したいと痛感した。一説に10年前に比べ空気中の酸素が10%前後うすくなっているとの報告もある。農業・漁業の将来も森林の行く末に係っていると考えた。
- 河川の水質浄化、川辺環境保全には水源地域の保全が必要。

水源地域での環境教育の必要性

- 水源地域との環境教育の場。里山体験学習の場。
- 家庭教育の水準の低さに憂いを感じ、現在の住宅水準と耐用年数の低さに疑問を感じた。住宅ローンの重さに人生と家庭の貧弱化する要因があると考えた。外材使用に伴う問題の多さに驚く。（住宅取り壊しによる産業廃棄物化等）
- 北上川中流域の環境を考える学習のため、小学校中学校の総合学習資料集「水と私たち」(CD-ROM)を作成し児童、生徒及び地域住民のための啓蒙学習資料として各方面の要望に答えた。

既存活動の活性化の必要性

- 水源地の植栽用どんぐり種子の提供
- 上・下流の相互理解と水源地域の活性化
- 水環境向上に向けては、地域上下流連携が必要。
- 流域（上、中、下）によって川に対する“温度差”が大きく、案外、他地域のことを知らない人が多いのが実感としてあった（会員が全流域に分布していて意見交換をするとすぐにわかる）

公的サービスに対する住民としての行動の必要性

- 近年人々の価値観が多様化してくるにつれ、行政だけでは十分に対応しきれない分野や、民間が担った方が合理的なコストできめ細やかなサービスが提供できる分野がたくさん出てきている。また、地方分権を積極的に推進しようとしている県では、「住民主体」の社会システムへの移行が早急に必要となっている。そのため行政だけでは十分対応できない分野のサービスを行政等と連携しながら受け持つ事の出来る団体、また「住民主体」の社会を構築していく中で行政と住民のハイブリッド役割を果たせる団体の存在が大きくなっている。
- 私たちは経営感覚を持ち合わせているというメリットと様々な分野で活動してきたノウハウのネットワークを生かし、福祉、環境、まちづくり等といった広範囲に渡る活動を積極的に行い、行政との役割分担を円滑に推進すると共に、行政と住民とのハイブリッド役割としての役割を担っていく。また行政・住民・企業そして社会貢献活動を行う団体、さらには県内研究機関等との連携を図りながら、私達県民が抱える課題の調査、研究及び解決策を実行していく。さらに、この活動により生まれた「社会貢献意識」を自分の周りの個人・団体へと波及させ、住民の地域づくりへの自主的な参画を促すと同時に、県全体の意識改革を行う事により、誰もが快適かつ豊かに暮らせる県土づくりに寄与していく。

水源地域に関わる上での課題

水源地域におけるNPO活動の必要性に関する社会的理解の促進

- 中・下流から行くと何もかもがきれいに見えてしまい、源流部の問題がなかなか見えてこない。上流の人は上流の人で「水に流せばきれいになる。」という意識がまだ強い。その反対に下流は水防と堤防強化ばかりに関心がある。
- 住民の関心の希薄さにこちらの意欲も疎がれることがある
- 国内産木材の良さを告知不足

行政のNPOに対する理解の促進

- 1998の「NPO促進法」が施行されたが、今でも行政の職員から「貴方は何をしようとしているのか。」「何の団体なのか？」と聞かれることが多い。従って、我々の出来るところから行動、活動している。

水源地域におけるNPO活動の技術力・安全性の確保

- 水源地域の人達との水質調査・生物調査と夜のワークショップ等、お互いに大変なエネルギーを使っての行動だが、山川での風雨時の安全性の問題・事故が発生した時の責任等、会としては万全を期さなくてはならない。その他人材・講師等の前準

備と責任がある。

- 川に入った事がない、山に入った事がない、都会といわず今の小・中・高・大学生は、そういう環境での生活に恵まれていないのを痛感する。
- 蜂が来たらどうする、下草刈のカマの持ち方、いくら説明しても理解するのに前後の実体験が不足。自然との暮らしとは何かが無い。

N P O 同士や企業等多様な主体との連携

- 市民団体 59 団体からなるネットワークであり、参加団体又は関係団体の中には既に、予想以上に里山保全、谷津田保全などを実施している。
- 他の川の N P O と交流していきたい
- 企業と N P O とのパートナーシップはお互いに情報不足で前進しない。
- 木材の産直ルート（合理化）理論は、木材市場、小売店等の発奮を誘発し、対立関係になる大きな障害のひとつとなる。
- 競合するほど活発化していないのが現状。
- 市民活動団体や地域住民との関係においては、殆どの場合、呼び掛けに応じて戴いているが、当会の事務処理能力の限界から、事業レベルに応じた分だけ呼び掛けている現状にある。
- 企業との関係においては、企業レベルで、流域連携に向けた意識が芽生えていない現状がある。

活動資金

- 助成金の費用総額に対する比率が小さく、自己負担が大
- 関連する必要経費の面でも思うようではない。
- 木材乾燥設備の不足と乾燥費の問題

活動フィールド

- 規制（砂防、国有林）
- 物理的な距離がある。

組織基盤

- 水源地域住民の個々に沸き上がった思いを、上下流交流の機会を形成する中で、どう具体化していくか。又、水源地のみならず中流域、下流域の住民意識の高揚と連携を深めるためにも「流域 N P O」的な広域的取り組みの必要性を感じる。
- 水源地域に関わる調査のための資料調査用具の不足

人材育成

- 行政として、水源地住民の意識を高め地域づくりや、自立を目指した新たな水源地域での起業化を図る上での持続的支援をお願いしたい。

水源地域に関わる上での課題解消のための考え方、取り組み方

基本的事項

- 関係機関との日常的な情報交換
- 事業の実施に際してキメ細かな事前調整と事後報告など、意志の疎通を大切にしながら信頼関係が育まれるように工夫している

場づくり的事項

- 何よりも NPO としての活動内容の充実が必要とされるところである。その内容に基づき地域、行政等の理解を深めること。最低限の経済的な裏付けも必要。
- 一般市民へセミナー等で 1 人でも多くの人に我々の活動を理解していただき、森林の現状を知らしめていく
- 交流活動のない地域の住民との交流を通じて、実際的に活動していく
- とにかく“交流”をすること。交流の中でお互いが抱えている問題を知ること、地域間で作用しあっている問題の存在を認めることが大切
- 水源地域や、中・下流域の住民による自立を目指した地域 NPO の立ち上げのサポート

運営面的事項

- 事業実施に当たって産学官民を問わない実行委員会を組織して行う
- 価格競争による外材利用の現状を変更させる為、八溝材の品質格付け流通合理化
- NPO と行政と地元企業や各種団体を巻き込んだ組織づくりや運営、活動、見直し等のお手伝い
- 学校教育の中で先ず、先生がいない、専門職の方が行政の担当課にもいない、その間に NPO の存在がある。事業に応じて、専門家の方に結んでいきプログラムを作る。定年になられた方の雇用にもつながっていく。生きがいになる。高齢者の中には、参加して役に立ちたいと私共にも情報がくる。

行政との連携状況や行政からの支援状況、

連携を進めていく上での課題や支援を受ける上での課題

連携・支援の状況

- 流域の環境管理に向けては、国レベルでは河川所管のみならず環境、農水、厚生、国土等々の連携が必要であり、また、自治体レベルでは流域内の市町村の連携が重要であるものの、実態としては、こうしたことに理解を示さない行政機関もある。
- 北上川流域連携交流会及び北上川市町村連携交流会を窓口に活動している
- 森林管理局、水資源開発公団、県、村、工事事務所などと連絡を取り合っている
- 森づくり、森林の重要性についての啓発、森との関わりのきっかけづくり等を県林務課と連携
- 現在、行政は行政として、市民とパートナーシップを組んでやるとの意識は今はない。ただ、県外の水源地の行政からは、水資源の供給側として植樹に参加を呼びかけてくる。しかし、仕事としてやっておられるので、NPO の体質とは違うよう。私共には資源地域の人達の顔は見えない
- 市の協力で市所有の山林を無償で借受け、水源の森育成活動を行っている

行政側の課題

- NPO の考え方は理解しているようであるが指導援助が消極的である
- 今までのやり方では十分に対応できないという認識が不足
- 行政（市町村、特に県）の協力が得られないため、独自で活動している現況
- “たて割り行政”の問題点がけっこうある。あと本流と支流では管理している行政が違うので、ひとつの川として話が出来ないことがある。

- 持続的支援やソフト事業に於ける支援が少ない
- NPO の存在価値は認めるものの十分な資金援助ができないでいる
- 窓口がはっきりわかるようにしてほしい
- 河川指導員の活動は、主に祭日に集中する為、行政側の支援は難しい状況
- 単年度事業が多い
- 行政は広く、多数、平等との考え方もあるが、物に表裏があるように表側にも裏側にも真実がある。縦社会の弊害もあり、総合的な窓口がなければ NPO の活動の理解は難しいのではないか。

NPO側の課題

- 多くの市民に知らせる啓蒙活動の活発化とそれにかかる経費
- きちんとした管理手法や管理体制の確立
- 人材不足と資金不足
- 多くの分野での活動が計画されても資金面で活動が阻害されている
- どこにどのようにアプローチすればよいかわからない
- 源流域保全に関して、問題点はかなり解明してきている。ひとつは、間伐材・源流林の利用促進。ふたつ目は、上下流の交流（グリーンツーリズム）の活発化。三つ目は、森林税などの創設である。このうち短期的に可能なのは、
、
であり、里山保全、上下流交流の活発化を実施していきたい
- 公益性の高い活動については、その活動方針を行政側に提示する義務
- 同時期に事業が重なり、人の配分に課題が残る
- 行政からの支援を受けるのであれば、パートナーシップとしての考え方、それは NPO の質の問題でもあり、社会的に活動できる NPO の体質が問われる

連携・支援における課題の解消のための考え方、行政に求める方策

行政内システムの改善

- NPO の公益性の高い活動に対する支援は、やはり経済支援が望ましい為、行政に於いて年度予算の経上をすべき
- 行政は NPO を活用するシステムを早急に確立する
- アンケートの集計された情報や、我々 NPO に係わる国土交通省の活動などの情報がわかるように
- 行政担当が会員として参画する

相互理解へ向けた努力

- 粘り強い行政との折衝が必要
- 行政の役割と NPO（市民）の役割をあらゆる面から考えられるのでは
- 行政と NPO 団体代表との定期的な会合がもたれ理解し合うことが望まれる
- 行政職員が NPO を認知する態度を身に付ける
- ボランティア意識をもったプロとして行政マンにも NPO に入って、中心的な活動をして頂きたい

NPO 自身の組織としての成長

- NPO は行政に頼らずに行動していく覚悟を持つこと
- NPO の能力もさることながら、その外部に学術的立場の方や、専門家集団の支援を得ることのできるよう NPO の組織基盤をしっかりと作り上げる

- 産学官民を問わない流域の環境をマネジメントするNPOと、その活動拠点として流域センター（仮称）の設置
- 発足してまもないNPO団体には、その育成のための支援、指導が必要
- 行政からの助成に頼らず、民間から資金を集めるシステムづくりが必要

地域づくりへの参加を促進するための意識啓発・人材育成事業・施策

施策名	事業目的	事業内容等	実施主体等
都道府県地域福祉推進事業 (ボランティア振興事業)	ボランティア活動の振興を図るため、広域的課題への対応、開拓的・先駆的課題に対する取組とそのプログラムの開発等を通じ、市区町村ボランティアセンターへの支援を行うほか、各種事業の実施を通じて、ボランティア活動に参加しやすくするための体制の整備を積極的に行い、もって地域におけるコミュニティの形成を図る。	(事業内容) 1. ボランティア養成事業 2. 福祉活動参加促進事業 3. 広報・啓発事業 (実施箇所等) 59 箇所 (負担割合) 国 1/2 都道府県道・指定都市 1/2	(社福)都道府県・指定都市社会福祉協議会
グラウンドワーク推進支援事業	農村地域の美しい景観や環境を良好に整備・管理していくために、地域住民、地元企業、自治体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動(グラウンドワーク)を推進・支援する。	(事業内容) グラウンドワークの推進・支援のため、以下の事業を行う。 1. 調査研究・情報整備 2. 技術マニュアル作成 3. 普及・啓発 4. 国際技術交流 5. 指導・支援 (補助率等) 定額	(財)日本グラウンドワーク協会
知恵を活かす地域づくり・人づくり支援事業	学生及び社会人等が一定期間、農山漁村において地域振興施策の企画・立案に参加し、地域づくり応援団として活動する取組を支援する。	(事業内容) 知恵を活かす地域づくり・人づくりに取り組む市町村等の活動に対して支援を行うため、次に掲げる事業を実施する。 1. 知恵を活かす地域づくり・人づくり推進事業 本事業に係る派遣者募集計画の作成、派遣を受け入れる市町村等との密接な連携を行うことにより、学生及び社会人等が農山漁村の振興を図る取組に参加する事を支援する。 2. 知恵を活かす地域づくり・人づくり派遣事業 本事業に係る派遣者の受け入れ計画を作成し、学生及び社会人等の体験・参画プログラムを実施する。 (実施箇所) 全国 (補助率等) 1. 定額 2. 1/2	1. (財)都市農山漁村交流活性化機構 2. 市町村等

施策名	事業目的	事業内容等	実施主体等
生涯学習分野のNPOの連携によるまちづくり支援事業	公民館を中心として、NPO等が自ら企画して、まちづくり事業に関する種々の事業を展開し、地域社会のより一層の活性化に資する。	<p>(事業内容)</p> <p>新しいまちづくり事業を行っているNPOの代表者等が公民館を事務局として「まちづくり支援実行委員会」を組織し、下記の事業を総合的に展開する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域におけるまちづくり事業等に関する情報の収集と情報誌・パンフレット等による情報提供、まちづくり事業を効果的に実施していくためのアンケート調査の実施 2. 実行委員会において、まちづくり事業の企画・立案を行い、実行計画を策定するとともに、NPO等との連携により事業を実施 3. まちづくり事業実施の際の準備や補助、団体間の連絡・調査、新たなまちづくりグループ・団体の配置 4. 地域住民のまちづくり事業に対する関心や事業に参加する気運を高めるための「まちづくりフォーラム」や学習会などの開催等 	まちづくり支援実行委員会
温暖化防止森林・緑・国民参加促進対策事業	国民参加の森林・緑づくり運動の推進を図り、国民参加の促進に必要な条件整備や森林作りボランティア活動の支援、身近な緑の保全・創出等の対策を講じることにより温暖化対策の推進に資する。	<p>(事業内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民参加の森づくり拠点「みどり世紀の森」の整備 2. 森林づくり市民・全国連絡会の設置及び子供達などが行う森林の整備活動への支援。 3. ボランティア団体の指導者等に対する指導・研修等。 4. 樹木医を活用した「緑アドバイザー」の育成、緑化技術情報の提供。 5. 伝統工芸品の原材料を供給する森林において、NPO等が行う自主的な森林の整備活動への支援。 <p>(実施箇所等) 全国 (補助率等) 1,3,4,5 : 1/2 2,4 : 定額</p>	1,3,4,5. 都道府県等 2. (社)国土緑化推進機構 4. (財)日本緑化センター
ふれあいの森 [新規]	国民参加による森林づくりの推進	<p>(事業内容)</p> <p>ボランティア団体等の森林づくり活動の場として、国有林のフィールドを提供する。</p> <p>(実施箇所) 全国</p>	国(林野庁)

施策名	事業目的	事業内容等	実施主体等
森林の新たな利用 総合対策 - 里山林関連施策 の充実 -	森林環境教育、森林づくりへの国民参加、すべての世代の健康づくりなど新たな要請に対応した森林・施設の整備と利用を推進するとともに、里山林の新たな保全・利用活動や文部科学省との連携による「森の子くらぶ活動」への支援を実施。	1. 多様な利用活動の場となる「里山利用林」の設定、利用活動を通じてその保全・整備を行う「森林の育て親」(団体、家族等)の募集、新たな保全・利用活動の立上げに対する支援を実施。 2. 子どもたちが森林と出会い、様々な森林体験活動を行う機会を提供する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」(林野庁・文部科学省連携)の受け入れ体制の整備、森林づくりボランティア活動に対する支援等を実施。 3. 森林浴等による健康づくり等森林の総合利用に加え、森林体験活動や林業体験学習の場となる森林・施設の整備、地球温暖化防止対策としての森林整備と資源循環利用の普及啓発を行う森林環境教育活動の支援を実施。 4. 住民参加による森林整備と一体的に地方公共団体が森林整備を実施。 5. 山村地域の活性化等に資するため、林道等の林業生産基盤と一体的にフォレストアメニティ等(森林公園等)の交流促進基盤の整備を実施。 (実施箇所) 全国 (補助率等) 1:1/2 2.1/2 定額 3.1/2、4/10、1/3 定額 4.1/2、1/3、30/100、45/100、50/100 5.50/100、55/100、30/100	都道府県、市町村等、中央団体
森林サポーター養成支援事業 [新規]	林業就業者の裾野拡大のための、一般市民を対象とした林業作業の基礎的知識、技能、安全とうに関する研修の実施等	(事業内容) 1. 林業作業の安全指針の作成、森林サポーター養成研究カリキュラムの作成。 2. 森林サポーター情報ネットワークの運営・管理。 3. 実習指導等を行う人材の養成。 4. 森林サポーター養成研修の実施。 5. 森林サポーター養成研修参加者に対する受講証明書及び研修修了書の発行。 6. 研修修了者等名簿の登録・管理・提供等 (実施箇所) 全国 (補助率等) 1~3.定額 4~6.1/2	1~3. 全国森林組合連合会 4~6. 都道府県林業労働力確保支援センター
ラブリバー制度	地域の特性、歴史、風土を熟知している地域住民との連携、協調のもと適正かつ効果的な河川の維持管理を目指すとともに、河川への親しみを醸成し、住民とともに河川の良い維持と潤いのある水辺空間の形成を図る。	(事業内容) ボランティア活動として堤防の草刈等を行う住民に対して、河川敷を住民の植栽や花壇としての利用に開放するなど。 (認定箇所等) 151	国(国土交通省)、都道府県
まちづくり総合支援事業	地域の創意工夫を活かした「地域が主役のまちづくり」の推進	(事業内容) 補助メニューに市民参加型まちづくり活動支援のあり方調査、市民参加型まちづくり活動の支援調査等を含む。	市町村

施策名	事業目的	事業内容等	実施主体等
ボランティア・サポート・プログラム	地域住民等の連携・協働のもと、適切かつ効果的な道路の維持管理を目指すとともに、道路への慈しみを醸成し、道路景観やまちづくりに配慮した道路空間の形成を図る。	(事業内容) 「実施団体」(住民団体等)、「協力者」(市町村)、「道路管理者」の三者で協定を締結する。 地域住民等の実施団体は、決められた一定区画の中で、歩道部分の草木の手入れ、散乱ごみの清掃等を定期的に行い、国は実施団体のサインボードの設置、清掃用具の配布等や作業中の事故防止の指導を行う。	国(国土交通省)

森林や棚田などの地域資源の保全支援のための事業・施策

施策名	事業目的	事業内容等	実施主体等
緊急間伐等森林整備推進事業のうち「ふるさとの森」整備支援事業	ボランティアによる間伐の推進。	(事業内容) 1. ボランティア間伐の推進体制の整備(協議会、PR活動等) 2. ボランティア間伐の実施(実技指導、機械器具整備等) (補助率等) 1/2	市町村等
漁場環境保全推進事業のうち漁民の森づくり活動推進事業 [新規]	漁場環境の維持・改善を図ることを目的とした漁民の森づくり活動を推進する。	(事業内容) 1. 漁協、市町村、森林組合、河川管理者、ボランティアグループ等をメンバーとする漁民の森づくり協議会の開催 2. 流域の自然環境に関する調査 3. 流域の住民への啓発普及活動 4. 植樹・育成ボランティア活動に関する支援 (実施箇所等) 全国 (補助率等) 1~3.1/2 4. 定額	県漁業振興団体、県漁連、都道府県、市町村等

活動事例の紹介や事例表彰のための事業・施策

施策名	事業目的	事業内容等	実施主体等
河川愛護関係表彰	河川への親しみを醸成し、河川の良い維持と潤いのある水辺空間の形成に貢献した団体または個人を表彰する。	(事業内容) 河川愛護の趣旨に沿って活動を行った団体または個人に対して、各地方整備局で個別に表彰を行う。	国(国土交通省)
まちづくり月間(毎年6月)における国土交通大臣表彰	住民の積極的な参加と協力によるまちづくりを推進するため、魅力あるまちづくりに務め、特に著しい功績のあった個人、団体を表彰。	(事業内容) 地方公共団体の推薦をもとに、年約50件の個人、団体を表彰	国(国土交通省) 地方公共団体 関係公益法人

7. NPO活動に対する都道府県の支援施策（主なもの）

（都道府県のホームページをもとに代表的なものを編集）

都道府県名	担当部署	委員会	提言・計画	条例	支援拠点	支援内容（情報・活動等）	財政的支援	パートナーシップの確立に向けた支援	庁内支援
	NPO や市民活動の支援等を担当する部署・連絡先	NPO のあり方、支援策等を検討する委員会	NPO 活動の促進、協働の実現等に向けた提言・計画	NPO 活動の促進、協働の実現等に向けた条例	県が設置する NPO サポートセンターなど	情報の収集・提供、NPO 活動の普及・啓発、人材育成など	NPO に対する税制優遇措置、助成、業務委託、基金の設置など	共同事業の実施、NPO の政策決定過程への参画促進、企業等への働きかけなど	庁内組織の横断的な NPO 支援の実施、職員の研修、相談事業の充実、市町村との連携など
北海道	環境生活部生活文化室生活振興課 Tel:231-4111 (内 24-173、24-174)	・「NPO 活動促進検討委員会」(H10.8)	・「北海道の NPO 活動促進に関する提言」提出(H12.3)	・「北海道市民活動促進条例」(H13.3) ・特定非営利活動促進法施行条例(H10.12)	・北海道市民活動推進センター(札幌市)	・ NPO 関連情報を収集提供 ・ 情報誌等の発行やフォーラムの開催など NPO 活動の積極的な普及啓発	・ 国に対する寄付金控除、優遇税制の実現要請 ・ NPO に対する融資の円滑化策について、金融機関なども交え、検討を進める ・ 公益性の高い事業の NPO への業務委託を進める ・ 文化活動や環境保全などの助成対象に、NPO も明文化するなどの制度の充実		
宮城県	環境生活部 NPO・青少年室	・ NPO 活動促進検討委員会 ・ NPO 活動促進中核機能拠点整備検討委員会(H11.5)	・「宮城県の NPO 活動促進策に関する提言」(H10.11) ・「NPO 活動促進中核機能拠点整備に関する報告書」(H11.8) ・宮城県民間非営利活動促進基本計画	・特定非営利活動促進法施行条例(H10.12) ・宮城県の民間非営利活動を促進するための条例(H11.4) ・民間非営利活動拠点設置条例(H12.11)	・みやぎ NPO プラザ(H10.11)	・「みやぎ NPO 情報ネット」(インターネットを活用した NPO 情報の収集発信) ・情報の収集と提供 ・人材育成のための研修の実施 ・ NPO の社会的認知を高めるための広報・啓発事業の実施 ・交流やネットワークづくり促進 ・中間支援組織の育成と連携	・ NPO への業務委託 ・ NPO を資金的に支える仕組みの整備	・各種事業の共同実施、連携・協力 ・政策の各プロセスへの市民や NPO の参加機会の確保 ・審議会、委員会などへの参加機会の確保 ・議会との NPO 施策全般に関わる連携 ・企業、大学等との連携及び広域的な連携の支援 ・ NPO 地域活動拠点の整備の促進 ・地域における中間支援の組織の育成や連携の推進 ・国に対する NPO 政策の提言	・県庁組織の横断的な NPO 活動の支援・促進策の実施 ・地方振興センター及び地方県事務所における NPO 関連事業の充実 ・県及び市町村職員の NPO に関連した研修の実施 ・特定非営利活動促進法の普及及び法人化の事前相談の充実 ・市町村との NPO 関連施策の協力

都道府県名	担当部署	委員会	提言・計画	条例	支援拠点	支援内容（情報・活動等）	財政的支援	パートナーシップの確立に向けた支援	庁内支援
	NPO や市民活動の支援等を担当する部署・連絡先	NPO のあり方、支援策等を検討する委員会	NPO 活動の促進、協働の実現等に向けた提言・計画	NPO 活動の促進、協働の実現等に向けた条例	県が設置する NPO サポートセンターなど	情報の収集・提供、NPO 活動の普及・啓発、人材育成など	NPO に対する税制優遇措置、助成、業務委託、基金の設置など	共同事業の実施、NPO の政策決定過程への参画促進、企業等への働きかけなど	庁内組織の横断的な NPO 支援の実施、職員の研修、相談事業の充実、市町村との連携など
東京都	東京都生活文化局都民協働部市民活動推進課 Tel:03-5388-3095	東京都ボランティア・NPO との協働に関する検討委員会	・東京都ボランティア・NPO との協働に関する検討委員会報告「協働の推進指針」策定への提言 ・特定非営利活動促進法施行後の市民活動団体の現状と課題に関する調査		東京ボランティア・市民活動センター	・公共活動支援施設の横断的利用の促進 ・NPO マネジメント講座等の充実 ・NPO 評価システムの検討 ・東京ボランティア・市民活動センター機能の充実(法人認証に関する相談体制の充実、ボランティア国際年記念事業の実施)	・NPO に対する民間資金を活用した融資制度についての研究 ・「都民が支える市民活動支援基金（仮称）」の検討 ・税制上の優遇措置についての国への要望	・企業との連携、企業に対する働きかけ(ボランティア休暇制度・休業制度の普及啓発、経営者ボランティアセミナーの開設)	・区市町村との連携(学校の空き教室活用について国への要望、区市町村協働事業事例集の作成)
新潟県	生活企画課社会活動推進係 Tel:025-280-5134	・新潟県 NPO の活動環境整備検討委員会 ・NPO 委員会	・「NPO の活動環境整備に関する指針(中間案)」		・県施設内のスペースの提要 ・NPO サポートセンターの設置(案)	・にいがた NPO ガイドブックの発行 ・新潟県 NPO フォーラムの実施 ・情報インフラの整備 ・NPO の人材養成のための学習環境とサポート体制の整備 ・交流の場の提供 ・NPO に関する県民の学習機会の提供	・税制上の優遇措置等の検討	・県民、企業、市町村への期待	・職員の意識改革の推進 ・行政の自己改革と NPO との協働の推進
石川県	県民文化局県民交流課 NPO 推進室 Tel:076-223-9113		・「NPO 活動の促進に関する基本指針」(H12.8) ・「石川県 NPO 活動支援センター基本計画」	「石川県特定非営利活動促進法施行条例」(H10.12)	・石川県 NPO 活動支援センターの設置 ・活動場所の提供	・情報の収集と提供 ・「いしかわ NPO ニュース」の発行 ・人材の確保と育成 ・情報を受発信する機会の拡充と能力の向上 ・NPO への理解の向上 ・「いしかわの NPO 活動事例集」の発行	・自立した経済基盤の確立	・協働(パートナーシップ)事業の推進 ・役割分担の明確化 ・相互認識・理解の促進 ・協働の機会づくりと実践	

都道府県名	担当部署	委員会	提言・計画	条例	支援拠点	支援内容（情報・活動等）	財政的支援	パートナーシップの確立に向けた支援	庁内支援
	NPO や市民活動の支援等を担当する部署・連絡先	NPO のあり方、支援策等を検討する委員会	NPO 活動の促進、協働の実現等に向けた提言・計画	NPO 活動の促進、協働の実現等に向けた条例	県が設置する NPO サポートセンターなど	情報の収集・提供、NPO 活動の普及・啓発、人材育成など	NPO に対する税制優遇措置、助成、業務委託、基金の設置など	共同事業の実施、NPO の政策決定過程への参画促進、企業等への働きかけなど	庁内組織の横断的な NPO 支援の実施、職員の研修、相談事業の充実、市町村との連携など
静岡県	生活・文化部 NPO 推進室 Tel:054-274-2993～5	「ふじのくに NPO 推進委員会」 (H10.6)	「NPO 活動に関する基本指針」 (H12.2)	「特定非営利活動促進法施行条例」 「静岡県税賦課徴収条例」	ふじのくに NPO 活動センター（愛称 静岡パレット）の設置 (H11.7) ・NPO 活動に関する「資料センター：づくり（案）」 ・会議・作業スペース・機材等の提供（案） ・既存施設等の利用規制の緩和（案）	ふじのくに NPO 市民公開講座の開催 ・ふじのくに NPO マネジメント養成塾の開催 ・情報誌「パレットコミュニケーション」の発行 ・組織マネジメントアドバイザーの配置 ・NPO 活動に関する公開講座等の開催 ・NPO 活動参加希望者の相談受付 ・青少年等の NPO 活動参加へのプログラムづくり ・人材養成の専門講師紹介や研修会・セミナーの開催 ・NPO の組織・活動情報の収集・発信 ・NPO 相互の情報交換の促進 ・NPO 相互の交流機会の提供 ・法人格取得のためのアドバイスやセミナーの開催 ・NPO 活動についての啓発・情報提供 ・NPO 活動に関する調査・研究	助成についての情報収集・発信 市民への NPO のサービスについての情報提供の充実 NPO に対する行政等の事業委託 資金助成システムの検討	NPO と市民・企業・行政が出会う場づくり	NPO 担当室の設置・NPO 相談窓口の開設 県や市町村の職員の研修
大阪府	生活文化部府民活動推進課 （ボランティア・NPO グループ） Tel:06-6941-0351	・大阪府民間非営利活動促進懇話会	「NPO 活動活性化に向けての提言」 (H11.12) ・大阪府 NPO 活動活性化指針	・大阪府特定非営利活動促進法施行条例(H10.12 施行)	・大阪 NPO サポートセンター（社会福祉法人大阪ボランティア協会） ・公的施設の支援機能の充実 ・既存施設の有効活用	・NPO との協働推進プロジェクト公募事業の実施 ・「大阪ボランティア情報ネットワーク」の設置 ・「民間非営利活動に係る調査報告書」、「ボランティア・NPO リソースブック」、「大阪府 NPO 活動活性化指針」の発行・販売 ・人材の育成・確保 ・活動情報の発信機能を強化 ・NPO の信頼性確保（案） ・「特定非営利活動法人設立・運営のガイドブック」の発行	・大阪府福祉基金地域福祉振興助成金 ・自立につながる資金交流	・協働事業の推進 ・公的施設における協働事業の推進 ・ネットワークの形成	
岡山県	県民生活課 NPO・県民生活班 Tel:086-226-7286		・岡山県ボランティア・NPO 活動の促進に関する基本指針 (H12)	・特定非営利活動促進法施行条例 (H10.12 施行)	・ボランティア・NPO 活動支援センターの設置 (案)	・条例等による支援 ・人材・組織育成 ・情報提供システムの構築 ・県民への普及啓発 ・相談窓口	・「県民ボランティア・NPO 基金」の創設	・政策参加への機会の創出	・職員の理解形成

8 . 水源地域対策基金一覽

1) 複数県域にまたがる水源地域対策基金

事項 基金	事業内容	設立許可 年月日	構成団体	基本財産	基本基金
(財) 利根川・荒川 水源地域対 策基金	1. 関係地方公共団体等が講ず る水没関係住民の不動産所 得等の生活再建対策に必要 な措置に対する資金の貸付 け、交付等の援助	昭和 51 年 12 月 22 日	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都	1,020 千円 (1 都 5 県が均 等負担)	1,000,064 千円 (51～53 年度の 3 力 年で造成、平成 5 年 度～9 年度に 500 百 万追加造成、国はそ の 1/2 を補助、残は 1 都 5 県が均等負担)
(財) 木曾三川水 源地域対策 基金	2. 関係地方公共団体等が講ず る水没関係地域の振興等に 必要な措置に対する資金の 貸付け、交付等の援助	昭和 52 年 9 月 27 日	岐阜県 愛知県 三重県 名古屋市	1,150 千円 (3 県及び関 係市等)	300,000 千円 (52、53 年度で造成 し、国はその 1/2 を 補助、残は 3 県 1 市 が均等負担)
(財) 淀川水源地 域対策基金	3. 水没関係住民の生活再建又 は水没関係地域の振興等に 必要な調査及びその受託	昭和 55 年 3 月 21 日	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 京都市 大阪市 神戸市	1,008 千円 (2 府 4 県 3 市 が均等負担)	500,020 千円 (54～56 年度の 3 力 年で造成し、国はそ の 1/2 を補助、残は 2 府 4 県 3 市が均等 負担)
(財) 筑後川水 源地域対策 基金	4. その他基金の目的を達成す るために必要な事業	昭和 57 年 7 月 5 日	福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 北九州市 福岡市	1,020 千円 (4 県 2 市が均 等負担)	500,007 千円 (57～59 年度の 3 力 年で造成し、国はそ の 1/2 を補助、残は 福岡県 1.8/6、佐賀 県 1/6、熊本県 0.4/6、大分県 0.8/6、北九州市 1/6、福岡市 1/6 の 割合で負担)
(財) 吉野川水 源地域対策 基金		昭和 61 年 3 月 13 日	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	1,000 千円 (4 県が均等 負担)	300,000 千円 (60～62 年度の 3 力 年で造成し、国はそ の 1/2 を補助、残は 徳島県 1/6、香川県 3/6、愛媛県 1/6、高 知県 1/6 の割合で負 担)

基金	事項	事業内容	設立許可年月日	構成団体	基本財産	基本基金
(財) 豊川水源基金		1. 関係地方公共団体が講ずる水源林対策及び水源林地域の一般振興対策に対する助成 2. 関係地方公共団体が講ずる水没関係住民の生活再建対策に対する助成 3. 関係地方公共団体が講ずる水源地域の整備及び新興に対する助成 4. 水源林の取得事業 5. 水源林地域対策及び水源地域対策の実施に必要な調査研究事業 6. その他基金の目的を達成するために必要な事業	昭和 52 年 12 月 17 日 (県許可) 昭和 56 年 1 月 7 日 (国変更認可)	愛知県豊橋市外 24 市町村	511,050 千円 (愛知県及び関係市町村等)	300,000 千円 (55 年度に 75 百万円造成、国庫補助 1/3、平成 3 年度及び 4 年度に 100 百万円追加造成、平成 5 年度に 25 百万円追加造成、追加造成部分については国庫補助 1/2、残は関係地方公共団体負担)
(財) 紀の川水源地域対策基金		1. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産所得等の生活再建対策に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 2. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興等に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 3. 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興等に必要な調査及びその受託 4. その他基金の目的を達成するために必要な事業	昭和 63 年 11 月 21 日	大阪府奈良県和歌山県	1,002 千円 (1 府 2 県が均等負担)	250,004 千円 (63 年度、元年度に造成、国庫補助は、63 年度に 50 百万円、残は 1 府 2 県均等負担)
(財) 矢作川水源基金		1. 関係市町村が講ずる水源林対策及び水源林地域の一般振興対策に対する助成 2. 関係市町村が講ずる水没関係住民の生活再建対策に対する助成 3. 関係市町村が講ずる水源地域の整備及び新興に対する助成 4. 水源林の取得事業 5. 水源林地域対策及び水源地域対策の実施に必要な調査研究事業 6. その他基金の目的を達成するために必要な事業	昭和 53 年 2 月 10 日 (県許可) 昭和 56 年 1 月 7 日 (国変更認可)	愛知県岡崎市外 19 市町村	511,936 千円 (愛知県及び関係市町村等)	75,000 千円 (55 年度に造成、国庫補助 1/3、残は関係地方公共団体負担)

(注) (財)豊川水源基金は、昭和 56 年 1 月に指定水系以外で国の認可を得ているが、当基金の活動範囲とする豊川水系は平成 2 年 2 月に指定水系として指定された。

出典：「平成 13 年度版 日本の水資源（国土交通省土地水資源局水資源部編）」

2) 単一県域における水源基金等の設立事例

区分	基金の名称	設立年月日	所在都道県名	設立団体	事業内容	基本財産
財団法人	相模川ダム周辺地域振興協力基金	53.8.3	神奈川県	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市	1.ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興に資するため当該地域の地方公共団体等が行う事業に対する助成 2.ダム周辺地域の住民の生活基盤向上のために当該地方公共団体等が行う事業に対する助成	基本財産 500,000千円
財団法人	三保ダム周辺地域振興協力基金	54.3.14	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団、民間1社	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金と同じ	基本財産 300,000千円
財団法人	宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	4.10.1	神奈川県	神奈川県、4市町村、神奈川県内広域水道企業団、民間7社、その他5団体	1.貯水池周辺地域の環境保全及び整備に関する企画立案及び合意形成の促進 2.貯水池周辺地域の環境保全及び整備並びに活性化に関する調査研究 3.貯水池周辺地域におけるスポーツ・レクリエーション施設等の拠点施設の整備・管理 4.国又は地方公共団体により貯水池周辺地域に整備される公共施設等の管理受託 5.貯水池周辺地域に係る情報収集、提供並びに貯水池周辺地域の活性化を図るための行事・催事等の企画・実施及び育成	基本財産 1,520,000千円
財団法人	足羽川水源地域対策基金	8.3.19	福井県	福井県、福井市、春江町、坂井町、三国町	1.水没関係住民の生活再建対策並びに水没関係地域の振興及び環境整備等に関する調査研究 2.関係地方公共団体が講ずる水没関係住民の生活安定並びに水没関係地域の振興及び環境整備等に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助	基本財産 100,000千円

区分	基金の名称	設立年月日	所在都道県名	設立団体	事業内容	基本財産
財団法人	小里川ダム対策基金	59.10.19	岐阜県	岐阜県、愛知県	1. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の代替不動産の取得に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 2. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 3. 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託	基本財産 60,000 千円
財団法人	丹生川ダム対策基金	2.3.20	岐阜県	丹生川村、古川町、国府町	財団法人小里川ダム対策基金と同じ	基本財産 30,000 千円
財団法人	吉井川水源地域対策基金	54.4.8	岡山県	岡山県、岡山市外 19 市町	1. 水没関係住民の代替不動産の取得及び生活安定に必要な措置に対する援助 2. 水没関係地域の振興に必要な措置に対する援助 3. 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託	基本財産 103,980 千円
財団法人	福岡県水源地域振興基金	7.3.8	福岡県	福岡県、福岡市、県内 8 水道企業団	上下流域相互理解の促進や水源地域における諸環境及び諸機能の保全・増進に関する調査研究・普及啓発等の事業を行う。	基本財産 203,400 千円
財団法人	白川水源地域対策基金	5.3.8	熊本県	熊本県、熊本市、大津町、菊陽町	立野ダム建設に伴い必要となる水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付等を行う。	基本財産 30,000 千円
財団法人	石木ダム地域振興対策基金	7.11.8	長崎県	長崎県佐世保市川棚町	1. 水没地域及びダム周辺地域の住民の生活再建のために必要な調査、相談及び助成 2. ダム周辺地域の振興のための調査及び助成 3. ダム周辺地域の環境保全のための調査、研究及び助成 4. その他、財団の目的を達成するために必要な事業	基本財産 1,060,000 千円

区分	基金の名称	設立年月日	所在都道府県名	設立団体	事業内容	基本財産
財団法人	嘉瀬川ダム対策基金	59.4.1	佐賀県	佐賀県、 2市15町、 2団体	1.水没関係住民の生活再 建対策並びに水没関係 地域の振興及び環境整 備等に関する調査研究 2.関係地方公共団体等が 講ずる水没関係住民の 生活安定並びに水没関 係地域の振興及び環境 整備等に必要な措置に 対する資金の貸付け、 交付等の援助	基本財産 19,000千円
財団法人	沖縄県水源基金	54.3.29	沖縄県	沖縄県、 南部水道企業 団、 沖縄市外29 市町村	1.水源林造成対策及び水 源林地域の一般振興対 策に対する助成事業 2.水源地域対策事業 3.水源地域振興事業 4.水源地域活性化等事業	基本財産 100,400千円
水道局 内部規 定	新規水源開発 基金	54.3.31 要綱適用 日	東京都	(東京都水道 局の内部規定 による水道事 業会計におけ る資金の積み 立て)	財団法人利根川・荒川水 源地域対策基金が行う事 業及び水源地域対策特別 措置法に基づく事業に係 る経費のうち東京都水道 事業負担分について措置 する。	積立額 26,483百万円 (12年度末現 在)
条例	沙流川ダム地 域振興基金	60.3.20 条例制定 日	北海道	(平取町条例 に基づく苫小 牧東部大規模 工業基地に関 わる関係機関 から拠出を受 けた資金の積 み立て)	1.水源地域等における生 活環境及び産業基盤等 の整備に関する事業 2.水没関係住民の生活安 定に関する事業 3.その他、地域の均衡あ る発展のため必要と認 めた事業	基本財産 2,012百万円 (12年度末現 在)
条例	沙流川ダム水 源地域整備事 業基金	1.3.13 条例制定 日	北海道	(平取町条例 に基づく平取 町振興公社か らの寄付金に よる資金積み 立て)	1.水源地域等における観 光開発事業 2.民族文化伝承保存事業 3.産業基盤整備に関する 事業 4.水没関係住民の生活安 定に関する事業 5.その他、地域の均衡あ る発展のため必要と認 めた事業	積立額 48百万円 (12年度末現 在)
条例	埼玉県水源地 域対策基金	55.10.17 条例制定 日	埼玉県	(埼玉県条例 に基づく県及 び県から水道 用水の供給を 受ける市町村 等による資金 の積み立て)	水道の用に供する水資 源の開発又は利用のため の施設の建設に伴う次の 事業を行う。 1.水没関係住民の生活再 建 2.水源地域市町村の地域 振興	積立額 9,562百万円 (12年度末現 在)
条例	大分県水源地 域振興基金	6.4.1	大分県	大分県 (大分県条例 に基づく県の 積立金)	水源地域の市町村等が 水源地域の振興に関する 事業を実施する。	積立額 261百万円 (12年度末現 在)

出典：「平成13年度版 日本の水資源（国土交通省土地水資源局水資源部編）」